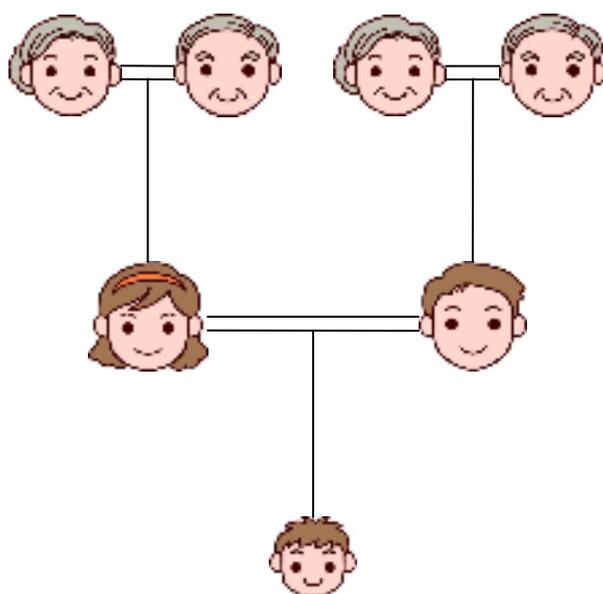


家系図

を作ってみませんか



目次

1. 結婚を機に	3
2. 戸籍について	4
3. 家系図について	6
4. 家系図のサンプル	7
5. 料金	10
6. 委任状	11

1. 結婚を機に

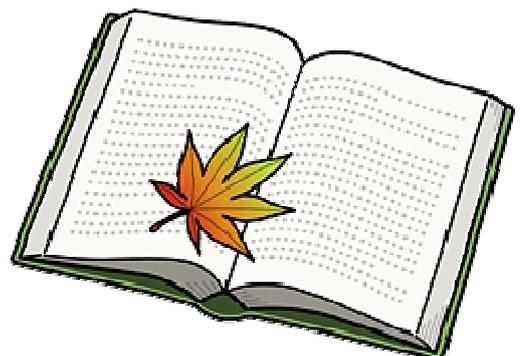
現在の家族は核家族化しており、近い親戚のこともあまり知らない人が結構いるのではないのでしょうか？

結婚はそれぞれの家族が親戚関係になることであり、今後何らかの付き合いも生じてくるでしょうし、お互いの親戚について、ある程度は知っておくのが望ましいです。

家系に興味を持っていても、情報を集めるのは結構手間が掛かりますし、中々家系図を作ろうと思いつ人は少ないかもしれません。

古い家には家系図が残っていることがあります。それは過去に家系図を残そうと思った人がいる訳で、誰かが現在の情報を残さないと未来には残りません。

この結婚を機に家系図を作ってみては如何でしょうか。



2. 戸籍について

○ 戸籍の歴史

戸籍は、戸単位で国民を登録する公文書であり、古くは飛鳥時代から存在します。明治時代になって本格的な戸籍制度が開始され、戦後に現在の制度に変更されています。

○ 戸籍の構成

現在の戸籍は、筆頭者、配偶者、未婚の子で構成されています。出生すると親の戸籍に入ります。結婚すると、親の戸籍から抜けて新たな戸籍が作られます。死亡すると戸籍から除かれます。戸籍は、直系（親や子）しか請求できませんので、兄弟は親の戸籍に載っているとしても、甥などの情報を取得することはできません。

尚、戦後に戸籍の改製が行われる前は、戸主と家族で構成されており、子が結婚しても家督相続や分家をしなければ新たな戸籍は作製されませんでした。更に、戸主が直系でなくとも、直系の者が家族にいれば戸籍を請求できますので、今よりだいぶ広い範囲で情報を取得することが可能です。

○ 除籍

死亡や結婚により戸籍から抜けることを除籍と言い、戸籍内の全ての者が除籍となると、戸籍は除籍簿に移されます。

現在、除籍簿の戸籍の保存期間は 150 年で、150 年経過したものは処分される可能性があります（役所次第）。尚、平成 22 年 5 月以前は保存期間が 80 年でしたので、まだ 150 年経過していなくても処分されてしまっているものもあります。古い戸籍は年々処分されていきますので、今のうちに取得しておくことが望ましいです。

○ 改製原戸籍

戦後の戸籍制度の変更に伴って戸籍を作り変え、それまでの戸籍を改製原戸籍として残してあります。尚、改製前に除籍となった人の情報は、改製後の戸籍には載りません。

また、平成になってから戸籍の電算化に伴って戸籍を作り変えています。人によっては複数の改製原戸籍を有する場合があります。

3. 家系図について

戸籍には家族の生年月日等の身分事項が記載されているだけで、家族関係を把握しにくいこともあります。特に、古い戸籍は過去に手書きされたものを印刷しているので、読みにくい場合もあります。

そこで、家系図にすることにより、家族関係が良く分かるようになります。

インターネット等で家系図を巻物にするサービスがありますが、確かに保存用としては装丁に拘ることも良いです。しかし、巻物にすると費用も高くなりますし、系統も少ない場合が多いです。

とりあえず多くの系統で家族関係を把握したいだけの方はもってこいだと思います。

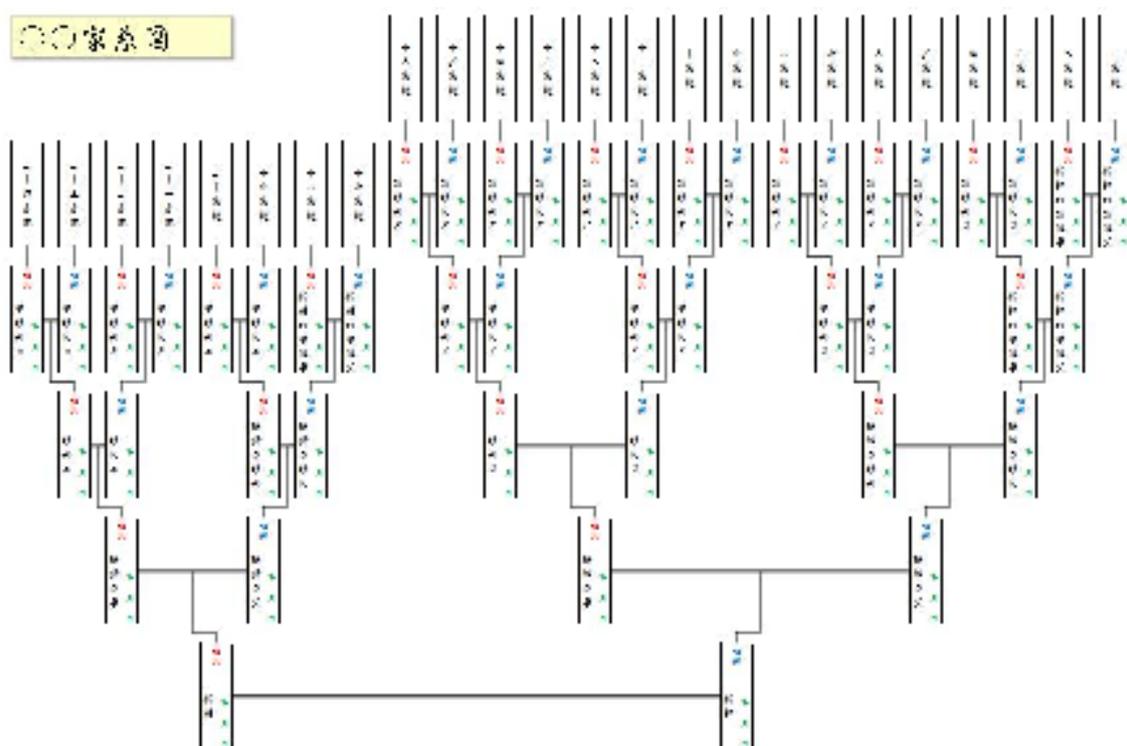
○ 商品内容

- ・ 家系図（印刷して簡易製本したもの）
- ・ 戸籍謄本（原本）
- ・ データCD（家系図データ、戸籍データ）

4. 家系図のサンプル

○ 全体系図

本人の直系尊属（親）を次々と遡ったものです。全系統について戸籍が存在するところまでとなります。



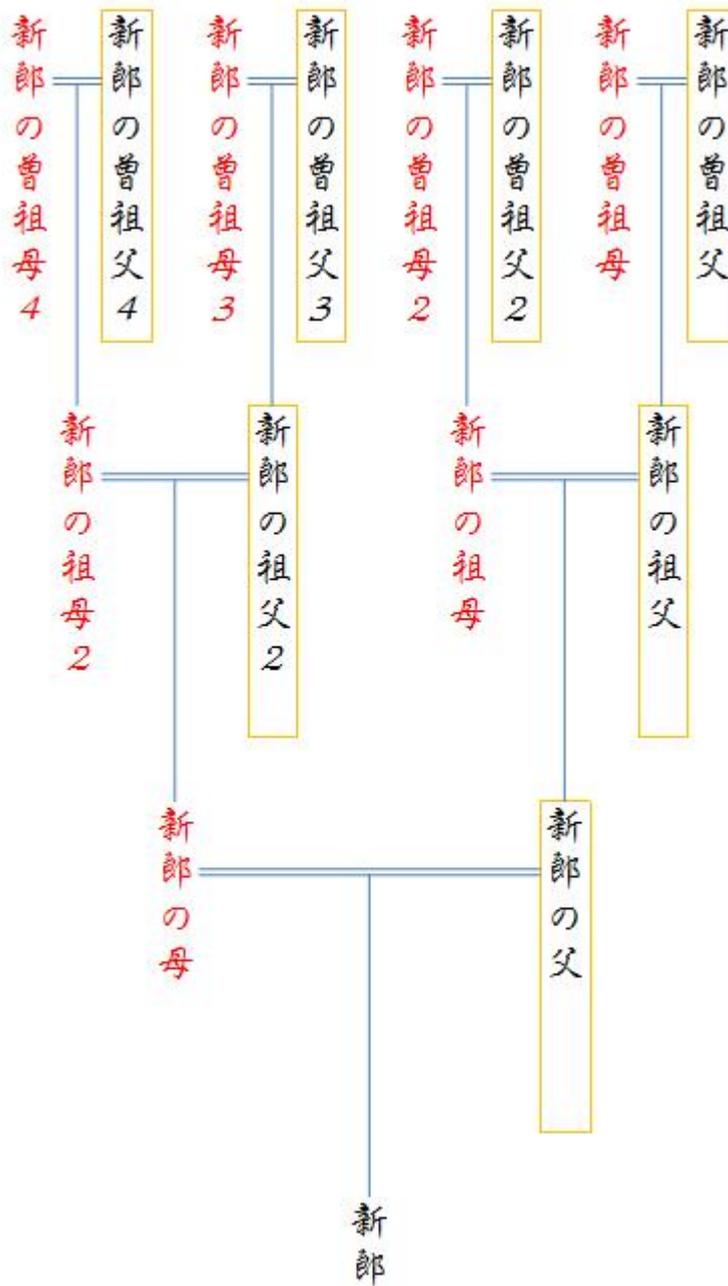
○ 戸籍一覧

取得した戸籍を系統ごとに一覧化したものです。

○○系統					
No.	筆頭者(戸主)	本籍	作製	消滅	従前戸籍(前戸主)
①	新郎の父	茨城県水戸市123番地	改製	-	改製原
	新郎の父	茨城県水戸市123番地	編製	改製	栃木県宇都宮市456番地 新郎の祖父 福島県福島市 新郎の祖父2
②	新郎の祖父	栃木県宇都宮市456番地	転籍	死亡	千葉県柏市789番地 新郎の祖父 千葉県柏市789番地 新郎の曾祖父
	新郎の祖父	千葉県柏市789番地	相続	転籍	茨城県日立市 新郎の曾祖父2
③	新郎の曾祖父	千葉県柏市789番地	相続	死亡	千葉県柏市789番地 新郎の高祖父 茨城県取手市 新郎の高祖父2

○ 系統図

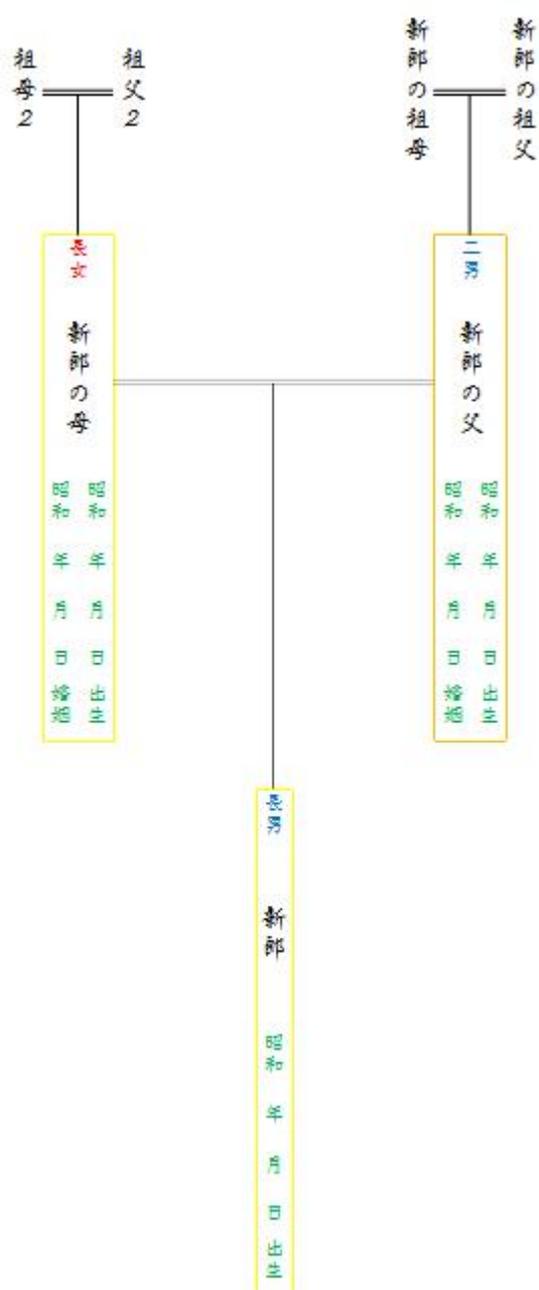
戸籍一覧の筆頭者（戸主）を繋ぐことにより、各系統を視覚的に把握しやすくしたものです。



○ 個別系図

各戸籍の筆頭者（戸主）を中心に、配偶者、親、子について、続柄や身分事項（出生、婚姻、死亡など）を掲載したものです。

戸籍内の家族の情報が把握できます。



5. 料金

○ 家系図作成費用

- ・全系統 100,000 円（消費税別）

※基本的に全系統で作成しますので、系統を限定したい場合は
ご相談下さい（例えば、両親に贈られる場合とか）。

- ・部数追加 +5,000 円

○ 戸籍取得費用（1通につき）

- ・戸籍謄本 450 円
- ・改製原戸籍謄本、除籍謄本 750 円

※本籍地が遠方で郵送請求する場合

- ・定額小為替発行手数料 +100 円
- ・郵送費 +160 円～

→ 全系統で 30 通くらいあるので、約 3 万円かと思います。

6. 委任状

相続関係図のように相続手続に関する場合ではなく、単に観賞用家系図の場合は、一般の交付請求書を使って戸籍を取得しなければなりませんので、本人以外の代理人は本人の委任状を役所に提出する必要があります。

役所は個人情報の保護との理由で戸籍の内容は教えてくれませんので、交付された戸籍から親の情報を得て、段々と遡っていきます。そのため、委任状の枚数は相当な数になることがあります。特に、何度も結婚したり、転籍している場合は、その分戸籍が増えます。

あらかじめ何通か委任状を書いて頂き、さらに追加で書いて頂くこともあると思いますので、その旨ご了承下さい。



◎ 行政書士 関山 健一

茨城県土浦市板谷四丁目 6 6 7 番地 1 0 1

TEL/FAX : 029-831-3729 携帯 : 090-3345-5194

✉ DQA01617@nifty.ne.jp

◎ 行政書士 仙波 満

茨城県桜川市中泉 5 2 7

TEL/FAX : 0296-75-2756 携帯 : 070-5456-9757

✉ mmss1970@wilcom.com

家系図を作ってみませんか

Copyright©2011 Kenichi Sekiyama all rights reserved.